

第2回 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合

1. 日時

令和3年2月19日（金）10：00～11：30

2. 場所

原子力規制庁13階会議室A

3. 出席者

原子力規制庁

市村 知也	原子力規制部長
遠山 眞	技術基盤課長
佐々木 晴子	技術基盤課 企画調整官
鈴木 亜紀子	技術基盤課 課長補佐
大森 敬之	技術基盤課 係長
守谷 謙一	原子力規制企画課 火災対策室長
鈴木 征治郎	実用炉審査部門 主任安全審査官
小林 源裕	地震・津波審査部門 管理官補佐
三井 勝仁	地震・津波審査部門 上席安全審査官
大野 佳史	地震・津波審査部門 安全審査官
嶋崎 昭夫	専門検査部門 管理官補佐

4. 議題

令和3年度の実施計画の策定について

5. 配布資料

出席者一覧

資料2-1 第2回 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合ー令和3年度の実施計画の策定についてー

資料2-2 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に係る令

和3年度の実施計画の策定について（案）

- 参考資料 2-1 審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について
—令和2年度の実施計画の策定と次年度以降の進め方—
（令和2年度第35回原子力規制委員会5抜粋）

6. 議事録

○市村部長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する会合、第2回目を開催いたします。

進行は私、規制部長の市村が務めます。よろしくお願いいたします。

出席者については、別途、出席者一覧がありますので、それを御覧ください。

今日の会合の趣旨、目的ですけれども、これはもう2回目なので皆さん御案内のところと思いますけれども、規制委員会では、審査実績を踏まえた規制基準の記載の具体化や表現の改善を順次実施をするということにしている、それは毎年度計画を立てて実施をするということにしています。今年度も終わりに近づいて来年度が近づいていますので、今日は来年度何をやるか、来年度の実施計画を策定するに当たって規制庁内の会合を開いているということで、これは規制委員会です承されたプロセスでは、これも公開でやるということになっていますので、今日は公開でやっているということでございます。したがって、今日のアウトプットは、来年度の計画の案を概ね合意をして、その後、事務局で引き取って案を委員会に諮ってもらうということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事運営についての説明を佐々木調整官、お願いします。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

本日の資料ですけれども、議事次第の配布資料の一覧に記載してありますので御確認ください。

今日は、発言する際に、御所属と名前が分かるように発言するようになっています、それから、資料に質問される際には資料の番号とページ数を確認いただいて、どこを説明しているか分かるようお願いしたいと思います。

以上です。

○市村部長 よろしいですかね、進め方を含めて。

それでは早速、議事に入りたいと思います。

それでは、資料2-1と資料2-2について、技術基盤課より説明をお願いします。

○大森係長 技術基盤課の大森でございます。

では、資料2-1を御確認ください。こちらの資料ですけれども、内容としましては、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善につきまして、その進捗であったり、方針等をまとめた資料でございます。

資料、まず、1.経緯でございますけれども、令和2年度第35回の規制委員会におきまして、規制基準等の記載の具体化・表現の改善に関する今後の進め方につきまして、以下、(1)～(4)のとおり了承を頂いております。

まず、(1)でございますけれども、毎年度末を目処に、規制庁及びATENAから、意見・提案及びその優先順位等に関する意見を聴取することとしてございます。

その下、(2)でございますけれども、実施計画案の作成ということで、上記(1)の結果を踏まえまして、規制庁で以下の点を含む、優先順位であったり、来年度に対応する案件であったり、そういった内容を含む実施計画案に関する意見交換を公開の場で行うこととしてございます。本会合が、まさにこの(2)に該当いたします。

その下、(3)でございますけれども、実施計画案の策定ということで、会合の結果を踏まえまして、毎年度末を目途に、次年度の実施計画案を規制委員会にお諮りし、了承を得るということとしてございます。

その下、(4)でございますけれども、了承された実施計画に沿って改正に係る検討に取り組み、改正案が調ったものから改正をしていくということにしております。達成状況は、上記(3)を行う際に併せて規制委員会に諮ることとしてございます。

なお、実施計画案に含まれなかった案件につきましても、必要に応じて改正対象とする場合がございます。そのような場合は、達成情報の報告を行う際に併せて規制委員会に報告することとしてございます。

この詳細につきましては、参考資料の2-1に記載がございます。

ページ、1枚くっていただきまして、2ページ目、2.でございます。令和2年度の実施計画とその対応状況に係るものでございます。

令和2年度の実施計画を委員会にお諮りした第35回規制委員会の時点におきまして、提出された意見・提案の件数は、以下、表1のとおりでございました。

その下、表1とございますけれども、全て収集した意見としましては、全部で89件ございました。こちらの89件につきまして、一番左の欄、分類とございますけれども、

(a) (b) (c)、三つに分類をしてございます。

その分類につきましては、下の注釈にございますけれども、(a)については見直しを要しない、(b)については字句等の変更に関するもので、令和2年度中に改正をするもの、令和3年度につきましてはその他の内容であり、一定程度検討するものと分類をしてございます。

了承されました令和2年度の実施計画に基づいて、表1のうち分類(a)に該当する11件につきましては対応しないこととしてございます。分類(b)のうち全件(15件)及び分類(c)の一部(8件)につきましては、現在、令和2年度中の改正に向けた作業を行っているところでございます。

その下、3. 令和3年度の実施計画(案)の策定に向けてでございます。

先ほど申し上げました進め方に基づいて、現在、令和3年度の実施計画(案)の策定に向けて、規制庁及びATENAから意見を聴取してございます。

①規制庁内ですけれども、庁内に確認したところ、新たに1件、意見の提出がございました。優先順位付け等に関しましては、特段の意見はないというふうに回答いただいております。

新たに収集した1件につきましては、その下記載してございますけれども、分類(c)の②のA、設計基準対象施設に分類する1件を頂いております。

新しく連番を64番のNと振っております。内容につきましては、自動火災報知設備感知器の設置基準記載要領の見直しについてでございます。その詳細につきましては、資料2-2のページの11にございます。

続きまして、②ATENAにも意見を聴取してございます。令和2年12月17日のATENAとの面談の中で確認をしてございまして、ATENAからは新たな意見はなく、順位付け等についても特段の意見はないというふうに御回答いただいているところです。

ページ、1枚くっていただきまして、3ページ、(2)でございますけれども、こちらは、今までの内容を踏まえまして案件を再整理したものでございます。

(2)の中に表の2がございましてけれども、その中で赤枠で示した部分を御確認ください。こちらは、分類(c)に該当する案件の全てのものから、令和2年度に改正する予定としているものを引いたものの数字になります。赤枠の一番下の部分ですけれども、令和3年度以降対応が必要となるものについては56件ございます。

その下、4. 令和3年度における対応案件でございますけれども、分類(c)につきまして、

令和2年度は10月以降の約半年で改正作業を行っております。その半年間の中で、自然ハザードに関する8件について対応してございます。これを踏まえまして、令和3年度は②の自然ハザード以外の案件のうち、②のB：重大事故等対処施設に関連する14件を中心に対応することとしたいと考えてございます。また、もし令和2年度中に対応が完了しない案件があったものについては、令和3年度にも引き続き対応することとしたいと考えてございます。こちらの計画の詳細については、資料2-2の中で御説明させていただきます。

5. 今後の予定でございますけれども、本日御議論させていただいた上で、令和3年度の実施計画（案）を取りまとめる予定でございます。そちらについては、年度内に原子力規制委員会にお諮りすることとしたいと考えてございます。

以上が資料2-1の説明になります。

続けて、資料2-2の御説明をさせていただきます。

右肩、資料番号、資料2-2でございますけれども、こちらについては、令和2年度の実施計画の具体的内容をお示しする資料でございます。

冒頭でございますけれども、令和3年度は、分類(c)に該当します案件のうち、以下に示す小分類②のB：重大事故等対処施設に関わる14件及び、もし令和2年度中に対応が完了しなかった案件があれば、そちらを対象に改正の作業を行うこととしてはどうかと基盤課としては考えております。

案件の詳細については、その下に記載がございますけれども、まず、1. ②Bの案件一覧でございます。

こちらに14件、案件をお示ししてありますけれども、まず、上から8N～59Nとありますのは、規制庁内から上がってきた意見7件でございます。

その下、2A～16Aとありますのは、ATENAから聴取した意見7件でございます。

その下、2. ②Bの改正となる規制基準等をお示ししてございますけれども、こちらも今のところ②Bを改正することで、新たに改正が必要となる基準等につきましては7件あるものと現在考えてございます。設置許可基準規則とその解釈、技術基準規則とその解釈、亀裂解釈、炉心損傷防止対策評価ガイド、運転停止燃料損傷防止対策評価ガイド等でございます。

1枚ページくっていただきまして、2ページに図を1枚お示しさせていただいております。こちらの図につきましては、分類(b)及び分類(c)に該当する意見が、全体的にどの程度の数量があつて、どの程度の進捗があるかというものをお示したのになります。令和2

年度の実施計画に含まれるものが灰色、令和3年度の実施計画に含みたいと考えているのが赤、それ以降で対応しなければならない残りの案件が42件となる見通しでございます。

では、表の中身について御説明させていただきますので、3ページを御覧ください。

3ページ、表の1、お示ししてございますけれども、こちら表の1は、分類(c)に該当する案件全てを掲載したものになります。この全てと申し上げますのは、令和2年度に改正する予定のもの、令和3年度の実施計画に含むもの、令和4年度以降に対応するもの、それに加えまして新たに意見の提出があったもの全てを含む64件を掲載してございます。

それらの64件につきましては、小分類として細かく分類をしております、左側、まずは大きく二つ分けてございます。①が自然ハザード関係、もう一つが自然ハザード関係以外のものということで大きく分類をしております。

さらに、それらについてさらに細分化した分類を設けております、①の自然ハザード関係であれば、地盤関係、耐震設計関係、耐津波設計関係、その他の自然ハザードとなっております。

②自然ハザード関係以外であれば、設計基準対象施設、重大事故等対処施設、手続関連ということで細かく分類をしております。

表の中の案件につきまして、幾つかハッチをしたものがございます。凡例について右側、御覧ください。まず、オレンジのハッチをしたものにつきましては、規制庁内から新たに意見の提出があったものでございます。ページ11にございます。

その下、灰色のハッチをしているものがございますけれども、こちらについては、令和2年度の実施計画に含まれるものでございます。

次に、表の見方ですけれども、表の一番下、まず48Nとありますけれども、48というのは管理のために連番を振ってございます。Nとあるものについては規制庁からの提出があった意見、AとあるものについてはATENAから提出があった意見でございます。

数字の右、「意見・提案の対象」と書いてございますけれども、こちらの欄は、改正の対象を端的にお示ししたものでございます。その右には「意見・提案の概要」を記載しております、一番右の欄には「主な改正点のイメージ」ということで記載をしております。既に改正イメージがあるものについては、この欄、記載してございますけれども、今後、詳細な検討を要するもの等につきましては、現時点で今後検討としているものもございます。

では、②Bの案件について一つ一つ御説明をさせていただきますので、同資料、ページ

12番、12ページを御覧ください。

ページ12、中段辺りですけれども、②B、重大事故等対処施設に該当するものが14件ございます。このうち、規則及び解釈に係るものが11件ございます。

順を追って上から御説明いたしますと、まず、8N、有効性評価（水素燃焼）における判断基準に関するものでございます。

改正対象となりますのは、設置許可基準規則解釈第37条等の中で爆轟等に関する条件を記載する部分でございます。

これまでの審査におきましては、重大事故当時の原子炉格納容器内の環境は、内部で発生した水蒸気により必ずしもドライ環境とはならないということになってございます。現行の規則の中では、水素濃度をドライ環境に換算して評価するという記載がございまして、審査経験を踏まえ、この部分について記載を修正するというものでございます。

改正イメージについては、今後要検討とさせていただきます。

その下、10Nですけれども、重大事故等対処施設を防護する火災防護設備への要求に係るものでございます。

こちら改正対象は、設置許可基準規則第41条等でございます。

現行の規則と解釈に基づきますと、重大事故等対処施設を防護するための火災防護施設（消火設備等）がございすけれども、これらの設備は、設計基準対象施設にも重大事故等対処施設にも該当しないような記載になっておりますので、その位置付けを整理した上で、規制上で明確化するという趣旨のものでございます。

右側、改正イメージにつきましては、今後要検討とさせていただきます。

その下、12N、重大事故等の収束に必要な水の供給設備でございます。

改正対象となりますのは、設置許可基準規則第56条、水源に係る部分でございます。

こちらの内容といたしましては、事故発生直後に使うものではなくて、中長期的な機能を期待するような水タンク（純水タンク）や貯水池などにつきまして、耐震性などの基本的な要求事項の考え方であったり、分類を整理した上で明確化する必要があるというものでございます。

こちらも右側の改正イメージにつきましては、今後要検討とさせていただきます。

その下、14N、RCIC等の現場操作でございます。

改正対象といたしましては、設置許可基準規則の第45条とその解釈になります。

現行の基準では、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉を冷却するために必要

な設備というものがございまして、それに対する要求といたしましては、可搬型バッテリーや窒素ポンプ等の可搬型設備を用いた弁操作等によるRCIC等の手動起動というものを要求してございます。ただし、現場操作の対象は必ずしも弁のみには限定されないため、現行の規制基準につきまして、対象設備の起動に必要な全ての操作が要求の対象範囲となるように修正をするものでございます。

右側、改正のイメージを記載してございますけれども、設置許可基準規則の第45条の中で、「弁の操作」とあるものを「弁等の操作」に修正をするということで現在考えております。ただ、こちら現時点であくまでイメージですので、「等」とすることで必要十分かにつきましては、今後精査していきたいと考えてございます。

ページ、1枚くっつけていただきまして、13ページ上部ですけれども、16N、SA施設に対するDB条文の適用でございます。

こちら改正対象と考えておりますのは、設置許可基準規則の第3章、重大事故等対処施設に係る部分でございます。

これまでの審査実績を踏まえますと、設置許可基準規則にある人の不法侵入防止や技術基準規則にあります急傾斜地の崩壊防止等につきましては、設計基準対象施設のみならず、重大事故等対処施設にも適用すべき条文でございます。こういった内容につきまして、整理をした上で基準に反映するというものでございます。

改正イメージは、今後要検討とさせていただきます。

その下、17N、重大事故等対処設備の機器クラス及び構造強度評価に関するものでございます。

改正対象としましては、技術基準規則の第55条を想定してございます。

こちら内容といたしましては、原子炉容器や一時冷却配管といった流路構成機器というものがございます。このような設計基準事故対処設備を重大事故等対処設備としても利用する場合におきまして、現行の基準を読みますと、設計基準事故時には塑性域に至るということを許容している一方で、重大事故時には全体的に弾性域に留めるということを要求している記載になってございます。現行のままでありますと、より過酷な状態における要求のほうが高い水準を求めているというふうにも読めてしまうため、規制要求の考え方を改めて整理し、記載の適正化を図るものでございます。

改正イメージは、今後要検討としてございます。

その下、59Nでございます。59N、格納容器圧力逃がし装置に関するものでございます。

改正対象といたしましては、設置許可基準規則解釈第50条でございます。

こちらは審査実績を反映させるものでございまして、格納容器圧力逃がし装置を作動させると、原子炉格納容器雰囲気中に含まれる放射性物質も外部に排出されることから、排出経路に放射性物質濃度測定装置を求める旨の記載を追加するものでございます。

改正イメージにつきましては、今後検討とさせていただきます。

その下、7件、案件でございますけれども、以下の案件につきましては、ATENAからの提出があったものでございます。

順を追って説明させていただきますと、2A、原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止する要件でございます。こちらは、先ほど説明を申し上げました8Nと同様の御意見でございますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

その下、4A、重大事故等対処設備の他の設備に対する悪影響の防止に関するものでございます。

改正対象としましては、設置許可基準規則第43条、重大事故等対処施設に関するものでございます。

現行の記載におきましては、重大事故等対処施設については、当該設備以外の重大事故等対処設備にも悪影響を及ぼさないことというのが要求されてございます。ただし、審査の中で、本要件は、必要な機能に影響を与えないということが要求されているという実績がありますので、その旨、記載の修正の希望があったものでございます。

右側に改正イメージを書いておりますけれども、設置許可基準規則の第43（条）の中に、今申し上げたような記載を明確化するような追記を求められているものでございます。

その下、5A、使用済燃料貯蔵槽の冷却に係る評価の条件でございます。

改正対象としましては、設置許可基準規則の第54条等でございます。

これまでの審査の中では、使用済燃料貯蔵槽の冷却に係る評価条件として、同槽内の制御棒の存在であったり、燃焼に伴うウラン等の減損等であったりというものを考慮することが審査において認められてきてございます。このような実績を踏まえて、記載の追加の希望があったものでございます。

右側、改正イメージ記載してございますけれども、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体は、燃焼に伴うウラン等の減損を考慮してもよいこと、貯蔵槽内の制御棒等を考慮してもよいことを追記してほしい旨の提案があったものでございます。

ページ、1枚くっていただきまして、14ページ、一番上、7A、当該重大事故等に対処す

るために監視が必要なパラメータでございます。

改正対象としましては、技術基準規則解釈第73条でございます。

これまでの審査の中で、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータというものがあまして、こちらにつきましては、各条文の中で見ている設備であるため、本条文、第73条でいうところの監視が必要なパラメータには該当しないということが審査において認められたという実績があることから、記載の追加の希望があったものでございます。

右側、改正イメージを書いておりますけれども、技術基準規則解釈第73条の中で、「当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ」というものには、重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として監視するパラメータが入らないというように重複を削除する旨の記載修正の提案があったものでございます。

その下、3件、ガイドに係るものの記載がございます。

まず、9A、重大事故等対処設備の供用期間中検査に関するものでございます。

対象としましては、亀裂解釈でございます。

内容としましては、重大事故等対処設備に属する機器の供用期間中検査規定がないため、その記載の追加の希望があったものでございます。

右側、改正イメージを書いておりますけれども、亀裂解釈の1ポツの中で、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の供用期間中検査は、クラス2機器の規定に準ずることを明確にしてほしい旨の提案がございました。

その下、15A、有効性評価における代替反応度制御棒挿入回路に関するものでございます。

改正対象としましては、炉心損傷防止対策評価ガイドでございます。

これまでの審査における炉心損傷防止対策の有効性評価の中では、代替反応度制御棒挿入回路(ARI)に期待しないという条件で審査が行われてきた実績があるため、その記載の追加の希望があったものでございます。

右側、改正イメージ、記入してございますけれども、今申し上げたような内容の追加の希望があったものでございます。

その下、一番最後、16A、原子炉の運転停止時の有効性評価でございます。

対象としましては、運転停止燃料損傷防止対策評価ガイドでございます。

内容といたしましては、BWRの場合、原子炉の運転時にはその評価対象を「主復水器真

空破壊から制御棒引き抜き開始までの期間」とすることでこれまで審査で認められてきた実績があることから、その記載の反映の希望があったものでございます。

右側、改正イメージ、記入してございますけれども、同ガイドの中で、原子炉の運転停止中の期間として、BWRの場合は、原子炉停止過程における復水器真空破壊の時点から原子炉起動過程における制御棒引き抜き開始の時点までとする旨追記してほしい提案があったものでございます。

以上、御説明申し上げました②Bの14件に加えまして、もし令和2年度中に改正が完了しなかったものがあれば、それも加える形で令和3年度の実施計画案としたいというふうに技術基盤課としては考えてございます。

説明としましては以上でございます。

○市村部長 ありがとうございます。

今、作業の全体像と、それから来年度の実施計画に盛り込むものの案というものについて、基盤課の案が示されましたけれども、ここからは皆さんから御質問、御意見を頂きたいと思います。どこからでも結構ですので、どうぞ。

三井さん。

○三井上席審査官 すみません、地震・津波審査部門の三井と申します。

ちょっと私から確認させていただきたいのですが、資料の2-2のほうで、令和3年度の実施計画の案が示されていますけれども、冒頭の令和3年度で始まる前書きのところ、今回の対象として、まず②Bの重大事故等対処施設の14件及び令和2年度中に対応が終了しなかったものというのを令和3年度の対象にするということにしているのですが、この後段のほうの文章の、令和2年度中に対応が終了しなかったものというのは、私の理解として、本年度着手している8件があるかと思うのですが、その中で令和2年度中に改正が何らかの理由でできなかったものについては令和3年度に引き続き改正作業を行うという理解でよろしいでしょうか。

○市村部長 佐々木さん。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

そういう意味なのですが、この書いてあることは、対応が終了するということはちょっと分からないという、そういうことかと思いましたので、令和2年度中にこれから委員会にお諮りして、改正が令和2年度中に完了しないかもしれないのですが、それは検討が一応なされているものなので、それは令和3年度に入れるつもりはありませんで、令和2

年度中にその改正案の意見募集ができなかったものがあれば、それを入れたいというふう
に、そういう意味でございます。

○市村部長 三井さん。

○三井上席審査官 地震・津波審査部門の三井です。

じゃあ、分かりました。だから、この後段の記載ぶりというのは、要は8件の今着手し
ている案件についての記載ということに理解したのですが、一方で、今のこの二つの
計画の中に入っていない、全くそれ以外の案件があると、まだ残っていると思うのですけ
ど、それを令和3年度に一切やらないという意味ではない。だから、資料の2-1のほうの1
ページ目の(4)に実施計画に基づく取組というのがあって、なお書きの中で、計画案に含
まれなかった案件についても、必要に応じて対象とする場合がありますというふうに書い
てありますので、だから計画の中に入っていなくても着手する場合がありますという理解
でよろしいでしょうか。

○市村部長 それはそうだと思いますけど、佐々木さん。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

おっしゃるとおりでして、この計画、1年間の計画になりますので、期の途中でいろい
ろな情勢の変化とかもあると思いますので、それは取り込んでいくということにしたいと
思っています。

○市村部長 三井さん。

○三井上席審査官 地震・津波審査部門の三井です。

了解しました。ありがとうございます。

○市村部長 今、三井さんから御指摘のあった、この表現はちょっと、確かに若干誤解を
招く可能性があるのですが、委員会なりに説明するときには正しい文言、すなわち8件のうち、
実際に作業をしているけれども改正作業中で間に合わないというものと、実際にまだその
案もできない段階にとどまってしまうものというのがあって、少し書き分けるなりして表
現をしないと誤解を招くかもしれないと思います。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

そのように思いますので、三井さん、ありがとうございます。

○市村部長 ほか、いかがでしょうか。

佐々木さん。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

私が質問するわけではないのですが、ちょっと相談というか、思っていることをここでせっかくなので申し上げたいと思っていて、資料2-2の12ページからの今年の案件が載っているわけですが、審査実績を調べれば、比較的簡単に案文が作れそうな感じのするものと、結構大変そうだなというのがあって、その大変そうだなあと思っているのなんですけど、13ページの例えば一番上にあるSA施設に対するDB条文の適用。これは、御意見はごもっともで、整理するわけで、新しい条文を何十何条の2みたいな形にして付け加えるのだらうなということは想像できますけど、その記載する規則、解釈、両方新しく記載することになりそうな感じがして、その場合、中身は全くDBとSAで一緒でいいのかとか、そういう検討も必要だと思っていまして、それをやるとすると、審査実績で紙に書かれた結果だけを見たら分からないのではないのかなという気もする、どういう、その、何というのですかね、議論があって、そうなったのかというのも調べなきゃいけないかなと思っているんで、これは関係した方々へのヒアリング等もしながらやらなきゃいけないなというふうに感じています。

その下の重大事故等対処設備の機器クラスと構造強度というのも、これはおっしゃるとおり、ここに書いてあるとおりですし、重大事故のときにどういう状態になっていけばいいのかというのは設計基準の、何というのですかね、40年間使うことを想定したのと条件も違うでしょうから、これはいろんな何か技術的な計算とか、そういうのも検討しながらやらなきゃいけないのかなと思っていて、これもちょっと難しそうだなというふうに思っています。

その辺はちょっと御協力を頂きながらやらなきゃいけないなと思っていると、それから、2Aから下については、これはATENAからもらった意見になっていまして、審査官の皆さんにこれからどういう趣旨だと思いますかになってしまうので確認をしていくわけですが、それなりの理解が一緒のやつは割と簡単にいくのでしょうかけども、必ずしも全部そうなのかはちょっと分からないので、このAについているものについては関係する審査官の方とちょっと議論させていただきたいなと思っています。

特に、めくっていただきまして、14ページの9Aになるのですが、これは供用期間中の検査に関して、亀裂の解釈に規定する、その方向性としてはすごく確かにそうですねということなんですけど、各論にいくと、この亀裂の解釈というのは中で維持規格が引用されていますので、維持規格というのはクラス2機器についてはC-A～C-Hとか、そのぐらいまで分類されていて、それぞれこういう部分についてUTをなささいとか、PTをなささいとか、

その頻度はこのぐらいですよみたいなことが書かれているのですが、そもそも今SAで使われている機器とC-Aからの分類とがちゃんと合うのかとか、それから、その検査頻度とか検査方法でいいのかとか、そういうのも、まずはどういう機器があつて、どういう関係になっているのかとかいうのも整理しなきゃいけないことになると思うので、これはATENAからの提案なので、ちょっとATENAのほうにどういうふうに考えているのかを整理していただくようなことをしなきゃいけないのかなというふうに思っています。ちょっとその辺が私のほうでは検討が結構必要かなと思っているので、その辺で御意見があつたらちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○市村部長 どうでしょう。その前に、もうちょっと上流に遡って、今、②Bの中の個別のものについての、少し進め方の工夫が必要であるという御指摘であつたと思いますけれども、基盤課がそもそも②Bを今回やろうというふうに定めた理由、すなわちもともと(C)に該当しているのは63個あつて、8個やつたので55になって、1個入つたので56になって、56が来年度対象にすべき全体像なわけですよ。56の中でこの②Bに該当する14個をやつたらどうかというのが今案になっているのですけれど、それを選び出した考え方というのはどういうものなのでしょう。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

まず、前提として、優先順位について審査部門に質問し、それから、ATENAにも質問したのですが、いずれも必要なものであり、特にどれを先にやってほしいということはないという意見をもらいましたので、今年トライアルということで、①のB、自然ハザード関係で、Bではない、Cか、自然ハザード関係で①Cの耐津波設計関連のガイドからやらせてくださいというふうに委員会にお諮りして作業しているということになりまして、大体的な感じがつかめましたので、次は、じゃあ、どれからやってもいいのであれば、自然ハザード関係以外から選びたいなと。その中で、特に重大事故等対処施設のほうは、規制委員会になってから出てきた条文が多いですし、見直しするのは、どちらかといえば設計基準より先にやつたほうがいいのかということ、数もそれなりにありますので、1年間の取組としては量的にもいいのではないかなと思ったと、そういう考えでこれを御提案しているものです。

○市村部長 ありがとうございます。これを実際に作業しようとする、基盤課が基準全体の取りまとめなので中心になりつつも、これは審査で出てきた実績を踏まえて、その表現を見直そうということなので、審査を実施していた実審課ですかね、今回の場合、もし

②Bをやるとすれば、が中心というか、相当の協力を頂くことになると思うのですけれども。先ほど佐々木さんから指摘のあった少し難しいかもしれないという、幾つか工夫が必要だという御指摘もあったのですけれども、そんなことも含めて、ちょっと対応ができそうかどうかも含めて、実審課のほうの感じはどうでしょうか。

○鈴木主任審査官 実用炉審査部門、鈴木です。

先ほど技術基盤の佐々木さんから、やはりお話がありましたように、最終的な審査結果として載っているものにつきましては、その審査結果の記録を照合していけば。まあそれほど手間ではないかなというふうに考えているのですけれども、審査の経緯として上がってきていて、最終的には事業者の設計方針等が変わったりして、審査結果としては残っていない。ただし、基準としては何かしら考えたほうがいいたろうなというようなところについては、こういったところは、先ほど結構大変なのではないかって、私もそう思っています。これは大変ですけれども、なるべく早めに着手したほうが、当時の経緯あるいは文書で管理されている、その保存期間も含めて調べられるうちに調べて、なるべくそこを照合していく、もしくは必要な内容が本当に検討されているか、その辺を考えていくということになると思います。そこはちょっと多少大変かと思いますが、これをやることによって今後の審査が効率的にいくのであれば、実審としてはそういったところの作業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○市村部長 ありがとうございます。そうすると、基盤課から提案のあった②B、これは必ずしも全てするっといくかどうか分からないけれども、作業を進めることについては特段の異論がないということだというふうに受け止めました。

ほか、御意見、御質問等いかがでしょうか。

嶋崎さん、どうぞ。

○嶋崎補佐 専門検査部門の嶋崎でございます。

14ページの9Aにつきまして、佐々木さんのほうからコメントといたしますか、がございましたので、専検としての考え方といたしますか、述べさせていただきたいと思っております。基本的に、今、ATENAから要望があった内容と申しますのは、そもそも技術基準規則の解釈の中で、第55条に重大事故等対処施設のクラス1機器、クラス2機器については、設計基準対象施設のクラス2機器と読み替えるというような読替規定がありまして、その趣旨を踏まえてほしいという御意見かなというふうには理解しております。一方で、佐々木さん御指

摘のとおり、実態として、今、再稼働プラントが発生していますが、それらのプラントで具体的にどういう供用期間中計画を具体的に立てられているのかというところは一度確認をさせていただいて、その上でちゃんと実態に即しているといえますか、対象部位に対しまして、ちゃんと運転条件とか、想定される劣化モードとか、いろんなものを考慮して適切な検査になっているのかどうかというのは、ATENAからの御提案ですので、ATENAからきちんと示していただいて、その上で改正作業を進めていくという考え方もあるのかなと思っております。

以上でございます。

○市村部長 ありがとうございます。進め方についての少し提案というか、考え方ですけれども、基盤課のほうで何か反応はありますか、

○佐々木企画調整官 技術基盤課の佐々木です。

今、嶋崎さんが説明してくださったように、これは審査経験の範囲じゃなくて検査に係ることになりますので、かなり、1個なのですが、ボリュームは大きいので、今、協力していただけるということもありましたので、ATENAに整理してもらった上で、我々と検査部門で精査して、間違いのないように規定するようになりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○嶋崎補佐 専門検査部門の嶋崎です。

対応を協力してまいりたいと思います。それと1個、リマインド的に申し上げますと、13ページに17Nとしまして、今ほど申し上げました技術基準55条のところについての検討要素が入っているということでございますので、当然、ここでの、今申し上げました技術基準解釈自体がもし変わるようであれば、そこは反映する必要があるかと思っておりますので、この辺りの検討状況も踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

○市村部長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

これちょっと確認ですけれども、AがついているのはATENAからの提案ということで、ATENAからの提案のもの、この表の右欄に改正箇所とか、改正のイメージを書いているのは、これは誰が書いたのですか。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

これはATENAに書いてもらいましたので、ATENAが思っている改正のイメージなのです。

ど、これが審査部隊のほうとイメージが同じかどうかとかは今後確認していきたいというふうに思います。

○市村部長 分かりました。これは、丸ごとATENAの提案がそのまま書いてあるということですね。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

そのとおりでございます。

○市村部長 分かりました。そうすると、まずは審査実績というか、実態も踏まえつつ、検査の話もありますし、それからATENAの意向というものもあるので、少し関係者のすり合わせが必要ということですね、作業するとなれば。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

佐々木さん。

○佐々木企画調整官 佐々木です。

今の御質問に関係するのですけれども、そのATENAがイメージしているものと審査官がイメージしているものがずれていっちゃったらあれなので、どういうふうにATENAから確認するかというのは、ちょっとATENAと相談してやっていきたいと思っておりますけれども、その話し合いをするための何か会議が必要かも分からないなとちょっと思っています。

○市村部長 分かりました。そういう意味ではあれですか、今年度作業したものが8件ありますけれども、この中にはATENAからの提案はあったのでしたっけ。今年やった作業の仕方から、何かレッスンというか、工夫を見いだせるところがあるのかな、という趣旨なのですけれども。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

今年度対応しているやつは、資料2-2の8~9ページのグレーハッチングしているものなのですけれども、これ1個、19AということでATENAのがありますけれども、この内容は審査官のほうと理解が多分ほぼ一緒だったので、特に何か相談しなきゃいけないような感じではなかったのですね。ですから、今回御提案している令和3年度分の案はかなりの数があるので、ちょっと必ずしも一致しない場合もあるかなというふうにちょっと思っているということです。

○市村部長 分かりました。それでは、もし②Bをやるということになれば、これは最終的には規制委員会にかけて確認をしてもらうことになるので、今決定するわけではありませんけれども、やるとなれば、そのやり方の工夫、ATENAを含めて少し検討していただく

ことが必要になるものだと思います。

それから、今ちょっとこの表を見ていて気づいたのですけれども、グレーハッチングかかっているやつは今年度作業に少なくとも着手をしているものだと思いますけれども、その中でも「検討中」と書いてあるものが未だあったり、あるいは具体的中身が書いてあるものがありますけれども、これは今の実情を反映しているものなのでしょうか。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

この表は去年の10月ぐらいに委員会にお諮りしたのになっていまして、その「今後要検討」となっているのを「検討中」と直しただけなので、実際の改正案と同じというわけではありません。

○市村部長 分かりました。そうすると、もしこの手の表を今後出すとすると、ちょっとグレーの部分は工夫が必要かもしれませんね。実際に改正案を出すときに違うことが書いてあると混乱するし、ということが発生するので、その工夫は必要だと思います。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

確かに今言われている、この表がいつの資料をベースにした、どういう加工したものかということについて、自分たちでそういう認識がなかったので書いてないのですけど、いつの資料にここをこういうふうに加筆修正みたいな形で履歴が分かるようにして用意するようにしたいと思います。

○市村部長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

そのほか御指摘、御意見など、いかがでしょうか。

小林さん。

○小林補佐 地震・津波審査部門の小林です。

直接、中身に関わる質問ではないのですが、今回、第2回目の会合ということで、これは令和3年度の実施計画策定を確認して、年度末、3月末までに委員会にお諮りするということですが、今後のこの会合のアクションですね、そもそも論なのですが、例えば第3回はどういうふうになるか。例えばちょっと気になっているのが、今、令和2年度の作業中ですが、何かそういった報告めいたこと、こういう方向性になるかとか、もしくは例えば令和3年に入って、ちょうど夏ぐらいですかね、上期が終わる頃に何か令和3年、もしくは2年度から引き継いでいるものの中間的な何か、そういった確認とか、作業状況を報告するとか、何かそういった、要は実施計画の策定だけではなくて、ちょっとその辺りが、私自身が少し青写真が描けてなくて、これはそもそも第1回のときに確認差し上げれ

ばよかったと思うのですが、ちょっとその辺り、もしイメージがあれば教えていただきたいです。

○市村部長 基盤課、どうでしょうか。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

今おっしゃったのは、ちょっと参考資料の2-1のほうを見ていただきますと、3ページのところに3.として書きましたけれども、去年から始め、去年というか、まだ今年初めての活動なので、一体どのぐらいこの頻度でこういう公開で会合して議論する必要があるのか、ちょっとこのときは分からなかったもので、来年度計画を立てるときぐらいはやったほうがいいかなと思ってやっていたと。途中で何かやるようなこととか、あるいはそれ以外の何か会合する必要があるかどうかというのは、まだちょっと通年通してやってみないと分からないですけれども、今のところは、改正案を途中でお見せするというものでもないと思っていますので、内容はもうこの表に載っているの、御趣旨は伝わっていると思いますので、今のところはちょっと考えていないのですけどね。これ、答えになっていますか。

○小林補佐 地震・津波審査部門の小林です。

承知しました。ありがとうございます。

○市村部長 これはあれですか、小林さん、具体的には少し何か中間報告的な作業確認とかをしたらどうかという御提案なのですかね。

○小林補佐 小林です。

そこまではちょっとイメージは、強い意思表示なり意見というわけではないのですが、そういう意味では本庁内会合の在り方そのものにちょっと素朴な疑問が生じてしまったので、単なる実施計画の策定という、そういった位置付けになるのか、もう少し、昨年ちょうど下期からのこの会合の活動ですので、何か少し変わっていくのかなという、ちょっとその辺りを確認したかっただけですので、特段強い意見とかはありません。ありがとうございます。

○市村部長 ありがとうございます。恐らくこれは佐々木さんから解説があったように、普段、我々庁内なので、表現見直しの案件の提出も今回、火災のやつが1件加わっていますけれども、会合をやらないと出せないというわけではなくて、常日頃からコミュニケーションして、基盤課に恐らくいろんな案件を持ち込んでいるのだと思います。それで1年間整理をして、今回こういうふうに出合っているわけですが、恐らく日頃のコミュ

ニケーションだけではなくて、こういうきちっとした会合でやろうというのは、計画をつくる段階、少なくとも年に1回は委員会に出す前にしっかりした会合で確認をしておこうという意味でこの会合をやっていて、ほかのものは今のところは、むしろ日頃のコミュニケーションをしっかりと、進捗状況の確認とか、遅れているかとか、ちゃんと進んでないのではないかということは、普段からコミュニケートをして進めていくということが基本かなと。ただ、もしかしたら、複数の案件が急に持ち込まれて計画を大幅に変えなきゃいけないとかということがあったりすると、それはこういう形で確認をしたほうが良いということがあり得ると思いますけれども。特段の大きな動きがなければ、日頃のコミュニケーションでは足りないようなことがなければ、この会合は年に1回にして、あとは普段のやり取りでということかな、というふうに思いますけれども、そんな理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

あと、この2-2の資料の表紙の2ポツの「②Bの改正対象となる規制基準等」というリストの一番最後に「等」がついているのですけれども、これは何かあるのですか。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

これは今、名前が書いてあるものについては、御意見いただいたときに、この規則なり、解釈なりに反映するという、書いてあったものを書いていまして、実際には、この規則や解釈を変えた際に、はね改正ではないですけど、ガイドも変えたほうが良いねみたいなことになり得ると思っていますので、そういうものはちょっとどれかを抽出できなかったの「等」にさせていただいていると。ちょっとそのぐらいの意味でございます。

○市村部長 なるほど。そうですね、趣旨は分かりました。ただ、「等」と書くかどうかというのはちょっと疑義があって、もしそういう趣旨であれば現時点で特定されているのは7個と。ただ、そのほかにも可能性はあるということ、もし書くなら明確に書いておいたほうが意味としては分かりやすいと思いますね。

○佐々木企画調整官 技術基盤課、佐々木です。

委員会にお諮りする資料とか、次、外部へ出す資料はそのようにしたいと思います。

○市村部長 ありがとうございます。

そのほか指摘、質問等、いかがでしょうか。

ありがとうございます。そうすると、これまでの議論を踏まえて、概ねその議論は収束していると思いますので、基盤課の提案を皆さん受け入れてくれているということだと思います。

いますけれども、改めて令和3年度の実施計画（案）について、基盤課でまとめて御発話いただけますか。

遠山課長。

○遠山課長 技術基盤課の遠山です。

今日の議論を踏まえまして、事務局としての技術基盤課から御提案を差し上げました令和3年度の計画、これは先ほど佐々木企画調整官が説明しましたように、今年度、自然ハザードの津波関係をやっているということで、次年度は自然ハザード以外のもの、さらに、新規制基準ができた一番新しいところである重大事故対処設備についての案件を取り上げようということで計画を作っております。

それから、この案件については、規制庁の意見だけでなく、ATENAの意見も多数入っていて、双方の審査の経験が確認をよりよく反映していくという意味でも意義あるものになるのではないかとこのように期待をしております。

それから、会合のタイミングなどについても少し質問、議論がありましたけれども、基本的には、これは基準の見直しですので、計画についても、その結果、改正についても委員会で議論をしていただくわけですが、そのプロセスについても、このように公開で行っていく。特に規制庁以外の意見も取り入れてやっていくということを意識してこの公開会合を行っておりますので、先ほどもちょっと議論がありましたが、概ね審査の中で経験として審査側、それから申請側との意見が合致しているものもあるだろうけれども、そうでない確認が必要なものについては必要に応じて、このような公開の会合を開く可能性もあるというふうに認識しております。

それでは、今日、事務局から提案いたしました、令和3年度の実施計画を計画（案）として規制委員会にお諮りをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市村部長 ありがとうございます。全体の取りまとめを頂きましたけれども、最後に何か御質問、御意見等、ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、今、遠山課長からまとめていただいたように、（令和3年度実施計画）案を今日の提案をベースにしたためていただいて、規制委員会に諮っていただくようお願いいたします。

それでは、ほかに無いようでしたら、これで今日の会合を終わりにします。ありがとうございます。

